

## 新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様へ

### 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）

町商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行っています。これに加え新型コロナウイルス感染症対策により売上が減少した事業者を対象とし、別枠で1,000万円の融資が受けられます。利率は当初3年間、通常の貸付金利から0.5%引下げされます。

融資対象者	・最近1か月の売上高または過去6カ月の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある小規模事業者の方 ・債務負担が重くなっている方
融資限度額	別枠 1,000万円
資金使途	運転資金、設備資金
融資期間	運転資金20年（据置期間5年以内含む） 設備資金20年（据置期間5年以内含む）
融資利率	経営改善利率 1.20%（令和6年1月4日時点）より 当初3年間、0.5%引下げ
申込方法	町商工会にてお申込みください

【お問い合わせ先】 聖籠町商工会

電話 0254-27-2078

聖籠町産業観光課地域振興係

電話 0254-27-2111（内線122）